

社会福祉法人柏松会

男性労働者の育児休業取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人超え 1,000 人以下の企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

社会福祉法人柏松会の男性労働者の育児休業等の取得状況は以下の通りです。

2024 年度（令和 6 年度）

（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

1) 法人職員の取得率

女性 100%

男性 100%

2) 育児休業の取得対象職員

女性 16 名

男性 1 名

3) 育児休業取得職員数

女性 16 名

男性 1 名

2025 年度（令和 7 年度）

（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

男性労働者の育児休業取得率           －